

計画等の案の概要

名 称	静岡県立浜松学園の民営化 (静岡県立障害者支援施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案)		
公表するもの	静岡県立浜松学園の民営化について		
県民意見の募集	<input checked="" type="checkbox"/>	有の場合は その募集期間	令和2年7月10日(金)～令和2年8月11日(火)
	無		
担当課等名	健康福祉部障害者支援局障害者政策課障害者施設班 電話番号 054-221-3619		
位置づけ	総合計画	2-3 障害のある人が分け隔てられない共生社会の実現 (3) 地域における自立を支える体制づくり	
	施策展開表	(大分類) 施設や病院から地域生活への 移行の促進	(中分類) 県立施設の運営
審議会等の名称	-		
<p><b>1 趣旨</b></p> <p>静岡県立浜松学園は、主に15歳以上の知的障害児者を対象として、自立した生活及び一般企業等への就労に必要な訓練を行う入所施設です。</p> <p>現在、指定管理者制度による運営を行っていますが、一般就労の更なる拡大のためには、ライフステージを通じた幅広い支援や時代・地域のニーズに柔軟に対応した支援が求められています。</p> <p>そこで、一人でも多くの障害のある人が、働く力を身につけ、地域で安心して暮らしていける共生社会の実現をより一層推進するため、静岡県立浜松学園を、障害のある人の支援経験が豊富な社会福祉法人へ移譲(民営化)します。</p> <p>民営化に当たっては、現行の支援機能を維持しつつ、施設の運営に民間事業者の創意工夫を取り入れることによって、多様化する県民(利用者)のニーズに、よりきめ細かに対応し、県民(利用者)サービスの向上を図ります。</p> <p><b>2 骨子</b></p> <p>静岡県立障害者支援施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例(案)</p> <p>静岡県立浜松学園の民営化に伴い、設置目的(第2条)、利用者資格(第3条)、指定管理者による管理(第4条)及び附則について、「静岡県立浜松学園」に関する部分を削除します。</p> <p><b>3 施行時期</b></p> <p>令和4年4月1日を予定しています。</p>			